第

4696

뭉

REÂDAS U-ダァスクラブ 1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2013年)平成25年 3月 27日 水曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$

⇒ 事業承継税制の改正

Q:今年度の税制改正では、事業承継税制 が改正されたとか。どのようになったのです か?

A:要件の緩和、負担の軽減、手続きの簡素化が行われました。

【解説】

今年度の税制改正では、事業承継税制が、 もっと多くの中小企業に利用されるようにと、 要件が緩和、負担が軽減、手続きが簡素化さ れました。

主な内容は、次のとおりです。

- ①親族外の後継者にも適用できるようになっ た。
- ②雇用緩和要件が「毎年8割以上」から「5 年間平均で8割以上」となった。
- ③贈与税の納税猶予で、「先代経営者が贈与時に認定会社の役員でないこと」とする要件が、「贈与時にその会社の代表権を有していないこと」となった。
- ④役員である贈与者が、認定会社から給与の 支給を受けた場合は納税猶予が取り消しさ れたが、支給を受けても取り消しされない こととなった。
- ⑤経済産業大臣による事前確認制度が廃止さ れた。
- ⑥株式不発行会社は一定の要件を満たせば、 株券の発行をしなくても納税猶予の適用が 受けられることとなった。
- ⑦適用対象となる資産保有型会社、資産運用 型会社の要件が見直された。







